

## 第4章 第二次上尾市環境基本計画

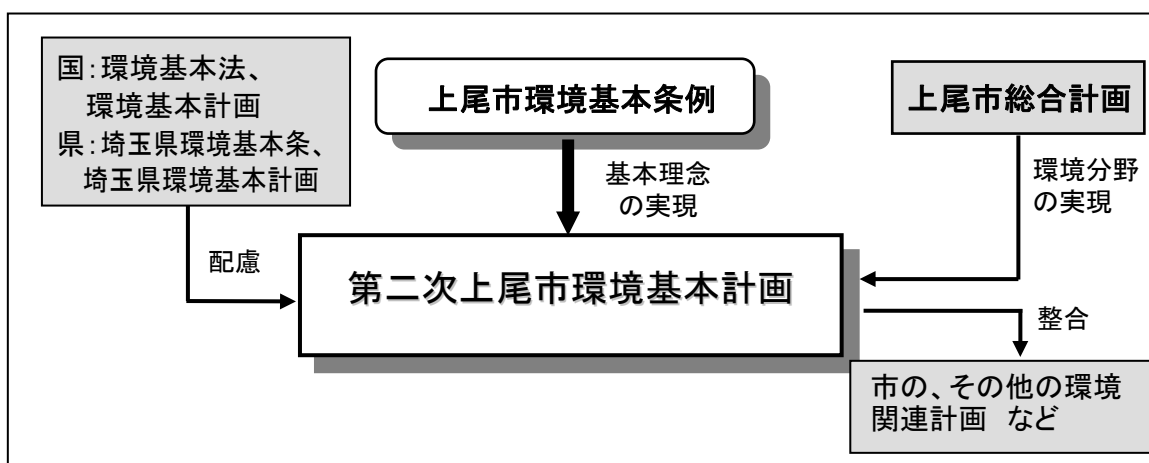
### 4-1 計画策定の趣旨と位置付け

市では、平成9年（1997年）9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、平成10年（1998年）3月に市の環境の保全と創造の基本的方向を示す「上尾市環境基本計画」を策定しました。今回、策定から12年が経過し社会環境が変化したこと、また、国や県の計画が見直されていることを受け、平成22年（2010年）3月、「第二次上尾市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向を示すとともに、市民・事業者の環境保全のための取組の指針を明示するものです。

本計画は、上尾市環境基本条例の基本理念と上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。



#### ◆上尾市環境基本条例【計画策定の根拠 ※一部抜粋】

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## 4-2 望ましい環境像

望ましい環境像とは、10年後、20年後、上尾市の環境の状況がどのようになっているかを描く、長期的な視点でとらえた目標となるものです。

### 望ましい環境像

## 自然と人が共生する エコタウン・あげお

今日の社会や経済の変化の状況を考えながら、環境への負荷を最低限に抑え、美しい地球と安全で快適な周辺環境を将来へ引き継いでいくことが、いま実践しなければならない大切なことです。

先人から受け継いできた、誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承し、自然と共生できる都市を目指すことが望まれます。

このような思いを込めて、上尾市の望ましい環境像を「自然と人が共生するエコタウン・あげお」と設定しました。

「エコタウン」には、下記のような意味が込められています。

「エコ」とは、エコロジー（Ecology）の略称です。もともとは、環境と生物との相互関係を調べる学問（生態学）を意味していましたが、近年、環境問題が注目されるにつれ、自然環境・生物・人間・社会など、様々な関係性を含めた意味を持つようになりました。昨今では、「環境配慮」＝「エコ」という認識が定着しつつあります。

第一次上尾市環境基本計画において「望ましい環境像」として掲げていた「人と地球にやさしい サイクルタウン・あげお」の「サイクル」には、「循環型社会の構築」や「自転車利用の促進による地球温暖化の防止」といった思いが込められていましたが、「エコ」は、これらの考え方も包括する言葉として捉えることができます。

本市では、環境に配慮したまち（エコタウン）づくりを目指していきます。

### 4-3 基本目標と項目別方針

望ましい環境像の実現に向けて、テーマ毎に設定されたものが「基本目標」、基本目標を達成するために環境の項目毎の方向性を示したものが「項目別方針」です。

3つの基本目標と6つの項目別方針を、次のように設定しました。

#### 基本目標 1

### やすらぎのあるまちに

本市は、大宮台地の上に平地林や斜面林などが点在し、谷地や河川周辺の湿地や池沼など、周辺地域と比較しても豊かな自然環境が残されていましたが、昨今、宅地化が進む中で急速に失われつつあります。森林や湿地、農地などは、空気浄化や水源涵養の機能を有するほか、野生生物の生息空間など多様な役割を担っており、これらの価値を改めて見直し、保全・活用することが必要です。また、本来の自然環境に加え、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりやすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。このような自然環境や緑を保全・創出し、それらとふれあう機会を増やしていくことで、やすらぎのあるまちを目指します。

#### 項目別方針 1-1

#### 育てるまち

緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域を保護し、市全体の自然の豊かさと生物多様性の維持・向上をめざします。また、自然とふれあい、その大切さを実感することを目標とします。

#### 項目別方針 1-2

#### 水辺や緑が 身近にあるまち

市街地における緑や水辺の総量を増やし、暮らしの中でその豊かさを実感できることを目標とします。

また、農地の環境保全にもたらす影響を適切に評価し、遊休農地などを有効に活用することで、その価値を高めていくことを目標とします。

#### 環境指標

対象	指標の項目	現状値 (計画策定時)	中間目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
1 総合	田・畑・山林・原野が占める面積	24.2% 1,104ha (平成19年)	22%	20%
1-1 自然	市で確認された希少種(注)の種数	植物:68種 動物:89種 (平成元年)※	植物:68種 動物:89種	植物:68種 動物:89種
1-2 緑	一人当たり都市公園面積	3.9m <sup>2</sup> (平成21年)	6.7m <sup>2</sup>	9.9m <sup>2</sup>

※上尾市自然環境調査(平成元年～平成3年)で確認された動植物のうち、環境省レッドデータブック(平成18・19年)および埼玉県レッドデータブック(2005植物編、2008動物編)で「絶滅危惧」「準絶滅危惧」「情報不足」「絶滅のおそれのある地域個体群」「地帯別危惧」とされた種を「現状値」として設定した。

## 基本目標 2

### 清らかで安全なまちに

自動車公害や河川などの水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。なかでも、自動車騒音など幹線道路周辺の生活環境については、本市のみならず、広域での対応が必要な重要な問題となっています。これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない清らかなまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない清潔で美しいまちなみの形成を目指します。

#### 項目別方針2-1

##### 公害のないまち

大気・水質・騒音に係る環境基準を達成し、市民が健康に生活できるような環境を目標とします。

また、悪臭や地盤沈下、土壌汚染・地下水汚染のほか、ダイオキシン類や、まだ規制されていない化学物質などについても情報収集に努め、公害発生の防止と、市民の健康が将来にわたって保障されることを目標とします。

#### 項目別方針2-2

##### 美しいまち

市内全域が清潔なまちなみを保つことを目標とします。

また、周辺環境と調和した美しいまちなみの形成を目標とします。

#### 環境指標

対象	指標の項目	現状値 (計画策定時)	中間目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
2 総合	公害苦情件数	102 件 (平成 20 年)	90 件	80 件
2-1 公害	大気環境基準達成状況	光化学オキシダント未達成 (平成 20 年)	光化学オキシダントの改善	全項目達成
	河川水質の BOD 環境基準達成状況※	達成率 52.9% <17 地点中 9 地点> (平成 20 年)	達成率 65%	達成率 76%
2-2 美化	クリーン上尾運動のごみ回収量	不燃ごみ 21,800 k g 可燃ごみ 194.6 m <sup>3</sup> (平成 20 年)	不燃ごみ 20,710 k g 可燃ごみ 184.8 m <sup>3</sup>	不燃ごみ 19,620 k g 可燃ごみ 175.1 m <sup>3</sup>

※環境基準：芝川 10mg/l、鴨川 5mg/l、その他河川は環境基準が設定されていないが、5mg/l を目安とした。

### 基本目標 3

## 次世代を思いやるために

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、普段の私たちのライフスタイルを見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たち一人ひとりが、自らの生活の場としての地域を地球規模の視野で捉えることのできる、いわば「地球市民」としての感覚を身に付け、環境に配慮した生活や経済活動を実践することが求められています。

このような観点において、美しい地球と環境の恵みを将来に継承することを目指し、省資源や省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーの導入の検討など、地球環境問題の解決のための取組や、循環型社会及び低炭素社会の構築を進めていきます。

#### 項目別方針3-1

##### 資源を大切に するまち

限りあるエネルギーや資源を節約し、大切に利用するとともに、3Rや水資源の有効活用、また、再生可能エネルギーの導入などを検討・推進し、資源が循環するまちの実現を目標とします。

また、地球環境問題に対しても、市や地域でできることを考え、地球環境の保全に努めます。

#### 項目別方針3-2

##### 環境のために 行動するまち

市民一人ひとりが地球環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践することを目指とします。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げることを目指とします。

#### 環境指標

対象	指標の項目	現状値 (計画策定時)	中間目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
3 総合	市域全体からの温室効果ガス排出量	835,144t-CO <sub>2</sub> (平成12年) ※	具体的な数値等は「(仮)上尾市地球温暖化対策地域推進計画」で設定する。	
3-1 資源	一人一日当たりのごみの排出量	902.05g (平成20年度)	882g	879g
3-2 人	上尾市環境推進協議会による環境啓発活動回数	3回 (平成21年度)	5回	7回

※平成12年の市域全体からの温室効果ガス排出量については、環境自治体白書2005年版より引用。

**上尾市環境基本条例**（平成9年（1997年）9月30日 条例第25号）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

4-4 施策体系

